

農業委員会で審議された案件です

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案 件 名	4月～7月	8月	9月	令和2年度計
農振法による農用地区域除外申請	1	0	0	1
農地法第3条許可申請	0	0	0	0
	2	0	0	2
農地法第4条許可申請	1	0	0	1
農地法第5条許可申請	1	0	0	1
	2	0	0	2
農用地利用集積計画の決定	4	0	0	4
	0	0	0	0
現況証明願	3	1	4	8
農地法第3条の3届出書	3	1	0	4
農地法第18条第6項合意解約通知書	1	0	0	1
農業者年金に関する申請	5	1	0	6
8月	・令和2年度水稻作況調査について			
9月	・令和2年度玉葱作況調査収量について			
	・令和2年度水稻作況調査収量について			
	・買入協議の要請について			
	・令和2年度果樹作況調査について			
	・令和2年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査の実施について			

農政課よりお知らせ

認定農業者になりましょう！

認定農業者とは、経営改善を図ろうとする農業者が作成した「農業経営改善計画」を市町村が認定する仕組みです。

国の各種支援策は、認定農業者に対して重点的に行われています。

【主な認定基準】

- 意欲的に農業経営の改善・発展に取り組むこと
- 5年後までに農業所得がおおむね400万円以上を達成できる計画を作成すること

【手続き】

認定を受ける方は、以下の4つの目標と、その目標の達成に向けた内容を記載した「農業経営改善計画認定申請書」を作成し農政課へ提出してください。

- 農業経営規模の拡大
- 生産方式の合理化
- 経営管理の合理化
- 農業従事の態様の改善など

詳しくは、農政課までご連絡ください。

